

Title	乙竹岩造と榎保三郎：「優秀児」教育の二つの論理
Sub Title	Ototake, Iwazo and Sakaki, Yasusaburo : the two logics on the gifted education
Author	南, 真紀子(Minami, Makiko)
Publisher	慶應義塾大学大学院社会学研究科
Publication year	2007
Jtitle	慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要：社会学心理学教育学：人間と社会の探究 (Studies in sociology, psychology and education : inquiries into humans and societies). No.65 (2007. ) ,p.55- 67
JaLC DOI	
Abstract	Almost the same time of the end of the Meiji Era, the two researchers, OTOTAKE Iwazo and SAKAKI Yasusaburo published their first papers on the gifted children individually. But they are very different in specialty, how to see the gifted children and how to see the problems about them. The purpose of this paper is to try to show how the gifted children themselves and the problems about them were seen and how the relation between the capability and education was seen by comparing their view of the gifted and the gifted education.
Notes	論文
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN0006957X-00000065-0055">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN0006957X-00000065-0055</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

乙竹岩造と榊保三郎

——「優秀児」教育の二つの論理——

OTOTAKE, Iwazo and SAKAKI, Yasusaburo

——The Two Logics on the Gifted Education——

南 真 紀 子\*

*Makiko Minami*

Almost the same time of the end of the Meiji Era, the two researchers, OTOTAKE Iwazo and SAKAKI Yasusaburo published their first papers on the gifted children individually. But they are very different in specialty, how to see the gifted children and how to see the problems about them. The purpose of this paper is to try to show how the gifted children themselves and the problems about them were seen and how the relation between the capability and education was seen by comparing their view of the gifted and the gifted education.

#### はじめに

明治最末期のほぼ同時期、『穎才教育<sup>1)</sup>』、「優等児童ニ就テ<sup>2)</sup>」と題するいわゆる「優秀児<sup>3)</sup>」、「優秀児教育<sup>4)</sup>」に関する論稿が、相次いで発表された。前者の著者は乙竹岩造、後者は榊保三郎である。しかしその乙竹岩造と榊保三郎はほぼ同時期に最初の優秀児関連論文を著したということ以外、専門分野も優秀児の捉え方も問題意識に関しても、大きく異なる。本稿はこの二人の先駆者の優秀児観および優秀児教育観を比較することによって、明治後期、近代国家が構築され、義務教育の整備という形で、子どもたちの、現代に至るまで続く学年進級制かつ一斉教授を中心とする教育システムへの組み込みが加速していく中で、優秀児自身と彼らに関わる諸問題がどのように認識されたか、さらには能力と教育の関係がどのように捉えられていたか<sup>5)</sup>を明らかにしようと試みるものである。なお、小論では原則として原文では旧字体のところも新字体を用い、仮名遣いは原文のままとした。

#### 乙竹岩造の優秀児研究

乙竹岩造は戦前の教育学、教育史学の大家であり、西欧教育学学説の紹介から、日本の庶民教育史まで、教育学の幅広い範囲にわたって著作を遺した人物である<sup>6)</sup>。

その乙竹が1908年に著した「天才教育に関する論争<sup>7)</sup>」は「教育学者として本邦初の英才教育論<sup>8)</sup>」で

\* 慶應義塾大学大学院社会学研究科教育学専攻（比較教育学）

あり、また彼が発表した優秀児に関する論文の数は、少なくとも戦前においては、他に類を見ないほどである。しかし彼の優秀児研究は、これまではほぼ等閑に附されてきた。それには「戦後のわが国の教育界では、圧倒的な平等主義的教育世論の前に、英才教育はタブー視されてきた<sup>9)</sup>」ということが多分に影響していると考えられるが、本問題は本研究の主旨とは趣を異にするため、ここではこれ以上の言及は避ける。

さて、乙竹が優秀児教育の必要性を主張した理由は、高木雅史<sup>10)</sup>によれば、「個性」教育重視という彼の教育観と、教育政策、社会政策、刑事政策、さらに「人材養成」といった社会の側からの必要性の重視からであったという<sup>11)</sup>。

日本において義務教育が完成したのは、一般的に明治 33 (1900) 年から明治 38 (1905) 年頃であると理解されている<sup>12)</sup>。文部省『学制百年史<sup>13)</sup>』によると、明治 20 (1887) 年に 45.0% であった就学率は、明治 35 (1902) 年に 90% を超し、明治 38 (1905) 年には 95.6% に達した。この就学率の急激な上昇および原級留置緩和<sup>14)</sup>等により問題となったのが、学級内での学力差の拡大である<sup>15)</sup>。それが学力が学級全体のそれから逸脱している子どもたち、すなわち低能児、優秀児らへの関心へと拡大するのに、それほどの時間は要さなかった。

このうち先に問題となったのは、低能児に対する教育である。「低能児」は、乙竹の定義を用いるなら「病人として病院へ送ることは出来ない、白痴として白痴院に入れるほどでも無いけれ共通常の児童として認むることの出来ないやうな者<sup>16)</sup>」である。また知的障害児教育施設白川学園の設立者である脇田良吉は、「低能児」を「『白痴盲啞児又は悖徳児の如く』肉体的・精神的に明らかに障害があると認められる『変態児』(『白痴』もここに含まれる)ではないものの、『心身の発達普通児に劣る』『中間状態にある児童』<sup>17)</sup>」と述べており、現代的表現を用いるなら、軽度の「知的障害児」といったところになるろう。この低能児への教育上の特別措置、いわゆる「低能児教育」の実施は、日本では明治 23 (1890) 年の松本尋常小学校「落第生学級」設置に始まると理解されている<sup>18)</sup>。その最初の実践からはいささか時を置くが、このような対応は明治 30 年代にわずかずつながら各地に広がりを見せ、同時に雑誌などにおいても低能児教育問題が広く論じられるなどし、問題が問題として認識されるようになっていった<sup>19)</sup>。そして明治 40 (1907) 年に文部省訓令第六号「師範学校規定制度の要旨及施行上注意<sup>20)</sup>」が公布されると、それをきっかけとして、各地の師範学校附属小学校に特別学級が設置されていった<sup>21)</sup>。

優秀児問題が顕在化したのは、低能児問題よりやや遅れて、ちょうど義務教育が完成した明治 33 (1900) 年から明治 38 (1905) 年頃だと言われる<sup>22)</sup>。乙竹によれば、優秀児教育が注目を浴びるようになった理由の一つとして、「低能児の為に特別の教育を加ふると云ふことが、大にその必要が認められ、盛に其の研究が促されて参りまして、独り論議せらるゝのみならず、更らに進んで実施せらるゝに至<sup>23)</sup>」ったことが挙げられるという。確かに、後述のように、優秀児教育の必要性が主張される際には、必ずと言ってよいほど低能児が引き合いに出されるのであって、優秀児教育に対して低能児教育の実施が大きな影響を与えたことは否定しがたい。しかし優秀児教育が低能児教育と同じように社会に受け入れられ、拡大の一途をたどったかという、そうではない。それは教育関係者の中にも、そして一般市民の中にも、低能児教育には賛同するが優秀児教育は否定する、もしくは無関心である者たちが、少なからず存在したからである。

本項で論じる乙竹岩造も、大きく分けるとそのグループに該当する。彼は低能児教育を推進し、また生来「どうしても尋常に及ばないで学力頗る劣等である<sup>24)</sup>」低能児の存在と同様に、「生来鋭敏俊秀にし

て、其の成績実には群を抜くといふ<sup>25)</sup>「英才」の存在を認める一方で、特定の子どもを対象とした「英才教育」の実施には積極的に賛成するものではないという立場をとった。以下麻生誠の論稿<sup>26)</sup>に則って、乙竹の「英才教育」論の特徴を考察する。麻生が乙竹の「英才教育」論の特徴として挙げたのは、以下の4点である。

第一：英才の把握の仕方にもまれる多元的、要素的能力構造論。

第二：英才に対して特別な教育法をあまり考慮しない。

第三：英才教育は、一般の教育のなかで「充分思慮ある教師の充分思慮ある教育」によって行われるべきであるとする。

第四：英才教育の鍵は教師が握っている。<sup>27)</sup>

まず第一点について。乙竹は、「英才」を捉えるのに、一般的側面と特殊的側面という二つの観点を用意した。このうち一般的側面とは想像力と興味の強さと判断力の3点である。

乙竹は優秀児、彼の言葉を用いるなら「英才(穎才)」は「天才」と「俊才」の2つの下位概念を有し、前者はこれら3点すべてが普通児と比べてはるかに強い者、すなわち「独創力に富み、前人未発の創見を立てる者で、所謂不世出の穎才<sup>28)</sup>」を、後者は想像力は前者に及ばないが、他の2点は普通児と比べてはるかに強い者、すなわち「独創力よりも模倣力に富み、推考力に富み、集大成的<sup>29)</sup>」な者を指すとした。一方の特殊的側面とは、人間の能力を構成する心的作用を指す。彼が設定した心的作用は以下のとおりである<sup>30)</sup>。

まず人間の直観能力については①記載型、②観察型、③感動型、④学究型という類型が挙げられている。次いで観念の働きという作用に関しては、視的事物型、聴的事物型から動的言語型、混合言語型に至る八類型が指定され、同様に記憶に関しても八類型、注意力に関して二類型、興味に関して二類型、勤労に関して三類型、意志決定に関して四類型、気質に関して四類型が考えられているのである。これらの型を掛け合わせると $4 \times 8 \times 8 \times 2 \times 3 \times 3 \times 4 \times 4 = 73,728$ 。理論上、これだけ多数の類型が存在することになる。さらにそれぞれの人間でその水準は異なることから、全く同様の能力構造を持つ人間が存在する可能性はまずないと言っても過言ではないであろう。そして「天才」に話を戻すならば、乙竹が考えるそれは、この心的作用の一つ以上の水準が極めて高い者なのである。すなわち「天才」や「俊才」と普通児との差は、それぞれの心的作用の「分量上の相異であって決して性質上の相違でない<sup>31)</sup>」のである。

次に第二点について。乙竹は、「英才」に対して特別な場や特別な方法をもって教育することに積極的ではない。このことは、彼の「英才」観に由来していると考えられる。

前述のように、乙竹は「天才」や「俊才」を通常よりも一般的側面の能力の水準が高く、また特殊的側面において、彼が指定した心的作用の一つ以上の水準の高い者であると考えた。その場合、心的作用の集合体である能力というものは連続的であって、「天才」と「俊才」、また「俊才」と普通児は明確に区別しえないものとなる。乙竹は言う、「由来英才というものは何人にも多少は存在して居る所であって必ずしも一世に卓越したる偉人傑士のみの特に有っているものとは限ら無いのであります<sup>32)</sup>」と。

この「英才」は、今日、一般的に「才能」と呼ばれるものであると理解される。彼はその「才能」は誰もが持つものであり、「卓越したる偉人傑士」はその水準が他の人より高いだけであると考えていた。

すなわち乙竹の考えでは「英才」と普通人の能力は、心的に見て同一カテゴリーに属する。そしてそうであるとするならば、力の差異というものは、一つの個性として他の個性と同様に、一般の教育の論理の中で扱われるものであるということになるのである。

乙竹はさらに、低能児のための特別教育の実施から類推して「英才」への特別な教育の実施を主張するということは、説得力に乏しいとも述べる<sup>33)</sup>。乙竹の低能児の捉え方は、「英才」のそれとは根本的に異なる。彼は低能児を「丁度病人のやうなもの<sup>34)</sup>」だと捉えていた。そして「病人の反対は何であるかと言へばそれは通常健康者であると言はんければならぬ如く、低能児の反対は何であるかと言へばそれは通常健康者でありませう<sup>35)</sup>」と述べるように、低能児はある種異常な状態であり、健康な普通児とは対照的な存在だと考えた。この「低能児=病人論」の根拠となるのは、彼らが「総じて、先づ一般知能の上に於て通常よりは遙かに劣つて居ると云ふ者が多い<sup>36)</sup>」という点である。この点について少し詳しく述べる。

知能を完全に一元的に捉えない限り、言い換えるならばいわゆる一般知能のみで知能が構成されると措定しない限り、それぞれの能力には高低が見られるものである。まして乙竹のように複数の独立性の高い要素によって構成される知能を措定する場合、その要素間には大なり小なり差異が見られてしかるべきである。さらにその要素が身長や体重などの身体的特徴の測定値と同様に正規分布とするなら、それらの要素のうちあるものは平均に比して少し優れており、またあるものは少し劣っているものである可能性が高い。そのような知能構造であるにもかかわらず、総じて劣っているというのであるならば、知能構造の中のどこかに何らかの力が加わり、すべての下位能力が制限を加えられていると考えるのが自然であろう<sup>37)</sup>。そしてその力によって体や精神状態が正常と異なる状況に陥るとき、その力は「病氣」と呼ばれているのである。また「総じて劣つて居る」ということは、つまり低能児と普通児の間に、明確な線を引きうるということである。それに対し、「英才」の多くは「或る一方面にのみ限られたものが多い<sup>38)</sup>」のであり、普通児との間に明確な線を引きえない。この点においても、低能児と普通児の関係を、そのまま「英才」と普通児の關係に適用することはできないのである。もっとも、彼の基本的な教育観は「子供の能力に相応して、教育の道を講ずる<sup>39)</sup>」であり、「英才教育」のすべてを否定するわけではない。彼が否定するのは、「英才」のために特別に用意された、特別な場、特別な方法での教育である。

最後に第三点および第四点について。先に触れたように、乙竹は「英才教育」は特別な教育方法や学級編成に頼るのではなく、一般教育の中で行なわれるべきだと考えた。そしてそれには知的にも人格的にも優秀な教師が必要だと考えていた。その優秀な教師の条件として乙竹が挙げたのは、以下の3点である。

- ①知的にも道徳にも優秀な人間であること
- ②生徒の能力や適性或動機づけを正しく把握していること
- ③未来の英才たちが働く社会をよく知っていること<sup>40)</sup>

①も②も、そして③は「英才」を「子ども」に置き換えれば、これらの条件は、「英才」いかににかかわらず、一般論として言い得ることである。つまり一般的に優秀な教師は、「英才」にとっても優秀な教師であり、彼らの手でなされる「良い」教育は、「英才」にとっても「良い」教育なのである。

このように、乙竹の「英才教育」論は、基本的に一般の教育原理に通底するものである。彼は、優秀児教育を論じることは教育そのものを論じることなのであって、優秀児教育はそれ単体で論じるべき性質のものではない、即ち優秀児教育問題の本質は、「教育上に個性の長所を十分に発揮せしむるにはどう工合をしなければならぬかというやうな、一般教育上の大事な問題<sup>11)</sup>」とする。そしてこれは、「博士の顕才教育論の一大特色<sup>12)</sup>」でもあるのである。

### 榊保三郎の優秀児研究

榊保三郎は明治後期から大正期にかけての医学者、精神病学者である。その榊は乙竹が「天才教育に関する論争」を発表した翌年に、彼自身が編者を務める<sup>13)</sup>『異常児ノ病理及教育法：教育病理及治療学<sup>14)</sup>』（以下『教育病理及治療学』）において、優秀児と内外の優秀児研究に関するレビュー「優等児童ニ就テ」を、さらにその翌年発行の改訂版において、彼が実際に行った調査の報告である「優等児調査ノ実際」を発表している。

これらは当時、非常に大きな関心を集めた。それは吉田熊次、野上俊夫ら他の著名な教育関係者が優秀児教育問題を論じる際、この榊の研究に言及していること<sup>15)</sup>からもわかる。本項ではその榊の優秀児研究の概要を述べる。

榊の優秀児研究、彼の言葉を用いるなら「優等児」研究を特徴つけるのは、何よりもその「優等児」の分類である<sup>16)</sup>。榊はまず「優等児」を「学校ニ於テ教師、評定上學術優等品行方正ナル生徒<sup>17)</sup>」と定義する。その上で、自らの周囲の例を挙げ、「優等児」は必ずしも「未来」の「優者」とは限らないと述べる<sup>18)</sup>。それは彼らを「優等児」とせしめている原因の中に、いわば健全でないものが含まれているからである。このような考えに基づき、榊は「優等児」を以下のとおり、7種<sup>19)</sup>に分類した。第一は「天性既ニ優秀ナル精神機能ヲ享有シ之レガ兒童精神ノ發育規則ニ從テ年ヲ加フルニ正比例シ、益々其機能ヲ高メ青年期ニ至ルモ常ニ衆人ヨリ秀テ壯年ニ至ルモ同態ニ在ルベキ天才児」、即ち生まれつき精神能力全般が優秀で、成長し壯年に至っても、同年齢集団に比べて優秀である児童。第二は、「天才タルノ精神機能ニ及バズト雖モ強キ記憶力ト自由注意力ヲ有シ又且ツ正シキ精神ノ素原ヲ享有シ、又ハ耐耐力富ミ身体強壯ニシテ疲労ノ度少キ兒童」、即ち記憶力と注意力と忍耐力が高く、身体が剛健な児童。第三は、「精神機能平凡ニシテ中等児ト同格ノ精神能力ヲ有スルモ只タ家庭ノ努力又ハ周囲ノ奨励ニヨリテ優點ヲ占ムルモノ」、即ち記憶力、注意力、忍耐力などの精神能力は中程度であるが、家庭環境の影響や周囲の奨励によって、学業の達成度が優等に相当する者。第四は、「一種ノ病的者ト認ムベキ先天性及ビ後天性早熟児ニシテ才智ガ其年齢ニ比シテ早く發達スルモノ」、即ち才智がその年齢において通常相当する発達段階よりも早く進む者。第五は、「所謂神經質兒童ト称スル諸種ノ兒童、特ニ競争心ニ富ミ『まけずがい』ト称スル一種ノ精神欠陥、又タハ一種ノ恐怖心ヲ有シ戦々恐々トシテ常ニ教師ノ鼻息ヲ窺ヒ若シ悪シキ点ヲ取レバ両親、教師、朋友ニ對シテ『しかられる』ト云フ心ニ富メル一種ノ小心的欠陥（之レハ生理的ニモ年齢ニ從テ其ノ強弱アリ）アル者（以下略）」、即ち激しい競争心を持つ病的なほどの負けず嫌いゆえ、または負けることに過剰な恐怖心を持つ故に自らの精神の安定を脅かすほど勉強に勤しんだ結果、優等に相当する成績を勝ち得ている者。第六は、「智情意ノ不平均發育ヲ有スル兒童例ヘバ輕癩ノ徳性欠陥ヲ有シ其ノ代償トシテ智性ハ甚ダシク發達スルモノ」<sup>20)</sup>、即ち才智は甚だしく高い段階まで発達しているにも拘らず、徳性は何らかの欠陥により非常に低い段階に留まっており、しかもその徳性の低さと才智の高さになんらかの関連性が認められる状態、典型的には今日で言う情緒障害や発達障害の

患者がこれに相当すると考えられる。そして第七は「精神能力ハ第二種ノ優等児ト相符合スルモ只ダ身体ハ甚ダ虚弱ニシテ一見第五種ノ優等児ニ似タル点アリト雖モ此優等児トハ精神能力ニ於テ全然異ナルモノ」<sup>51)</sup>、即ち記憶力と注意力は極めて高いが身体が虚弱で、それゆえに第二類に該当しない児童である。そして榊はこのうち「第一ノ優等児」を“actual genius”（「天才児」）、「第二ノ優等児」を“true type”（「真ノ優等児」）、その他グループを“nervous type”と呼び分けた<sup>52)</sup>。

この“true”と“nervous”という語に表れているように、榊は「優等児」のうち心身ともに優れている「真ノ」、「健全な」子どもは第一、第二の「優等児」のみであり、第三以下の分類に属する「優等児」は、第一、第二の「優等児」から見て何らかの要素が欠落している、または著しく低いことによる病理進行のリスクを抱える子どもであると捉えていた。ここで注目されるのが、榊はある時点で顕在化している能力、つまりパフォーマンスレベルと潜在能力の乖離に、病理進行の要因を見出しているという点である。このようにパフォーマンスレベルと潜在能力を並列に置いて考えることは、現在では至極一般的なことであるが、当時としては異端なことであった<sup>53)</sup>。榊は子どものパフォーマンスと潜在能力のバランスを見、彼らがどの種の「優等児」に相当するのかを判断、認識して、各々に適合する対処を実施することこそ、大人が、教員が行うべきことだと考えたのである。

### 乙竹と榊の比較

本項では乙竹と榊の①能力観と優秀児観、そして②教育観と優秀児教育観についての比較を試みる。

#### ①能力観と優秀児観

両者の違いの中で、最も大きくかつ根本的なのが、能力の捉え方である。

乙竹の能力観は、前述のように多元的かつ量的である。彼は、人間の能力は複数の要素、具体的には想像力と興味の強さと判断力という一般的側面と、直感能力や観念の働きなどの心的作用という特殊的側面から成り立っていると考え、それぞれの力の水準の差異が、「天才」と「俊才」や「英才」と普通児の差異を形成していると考えた。

このように能力を量的に捉えることは、乙竹に特有のことではない。しかし他の論者の多くは、「俊才」はともかく「天才」には能力の質的な差異を見ていた。例えば黒田定治は優秀児を「天才児」と「優等児」の2種に分類し、後者を「普通児と同様の課業に対して速に容易に理解して尚余力の存する一優等児」とする一方で、前者については「天才は即ち天才で、教育の力を加へずとも其優秀なる点は自然に発揮するもの」と述べる<sup>54)</sup>。また高島平三郎は、彼の言葉でいう「天才」と「養才」の違いを、「養才」は「勉強してさうして後に総てのことがよく出来るのである」のに対し、「天才」は「常に自発的に適當なることを著はして行くのである」と述べる<sup>55)</sup>。しかし乙竹は、その「天才」にすら、心的作用の質的な相違は認めなかった。彼の優秀児観は、その点で異質である。そしてこのような優秀児観に基づく「英才教育」は一般教育の中で行われるべきだという主張も、他の多くの論者の主張とは異なるのである。

一方、榊の能力観は、以下の文言に端的に表れる。「若シ吾人ハ級中最多数ノ中等ニ位スル生徒ヲ単位ニ取レバ其優等児モ劣等生徒ト等シク異常タラザル得ズ<sup>56)</sup>」。これは『教育病理及治療学』における「優等児」に関する説明である。この著書において、榊は「優等児」を、能力という一つの評価機軸に子どもたちを乗せたときに、中等を挟んで「劣等児<sup>57)</sup>」と逆の位置に現れる者を示す語であると定義した。そして「劣等児」と「優等児」は、評価基軸の中心から著しく離れているという点で、等しく「異常」で

あるとした。また彼は別稿においてこうも述べる。「優等ハ只一名ナルモ中劣ニ比シテ甚タ大ナル能率量ヲ有シ明カニ優等児タルノ観ヲ呈ス<sup>58)</sup>」と。ここでは、対象となっている子どもは、中劣に比して能率量が大きく、それゆえ「優等児」でありうるというのである。即ち榊の考えにおいては、「優等児」には、中劣に比して優秀であるという一つの評価基準が課せられているのである。そしてその基準を満たすか否かで、「優等児」であるか否かが判断されるのである。

ここから見えることは、榊にとって能力というものは、第一に一つの評価基軸に乗せうるものであったということである。これは、多元的、要素的能力構造論を採る乙竹とは異なる。そして第二には、一定の基準によって分類しうるものであったということである。これもまた、優秀児と普通児の間には明確な線を引きえないとする乙竹とは異なるのである。

前述のように、榊にとって「優等児」とは、能力を基準とした場合に正の方向に「異常」な存在であった。榊が「優等児」を「異常」な存在だと捉えていたことは、先の文言に加え、彼自身が英語で著した“Some Studies on the so-called ‘Abnormally Intelligent’ Scholars”において、「優等児」を“Abnormally Intelligent”や“Abnormally Children”と呼んでいたことにも表れている<sup>59)</sup>。そしてこの「異常」な子どもたちは、病理進行のリスクが普通児に比して大きいという点でも「異常」であった。榊は「優等児と称する者は悉く病的といふこと能はずと雖も、精細に調査する時は意外に教育病理学の範囲に属する所の者多ければなり<sup>60)</sup>」と、「優等児」の多くが教育病理学の対象となりうると述べる。

さて、ここで今一度、教育病理学について若干の説明を加えておく。「教育病理学」とは、榊自身の説明によると、「医学上ヨリ云へバ、身体ノ常態ト比較シテ其ノ異常態ヲ研究シ、病的心理ニ在テハ精神ト常態ト異状トヲ比較研究スル科学ニシテ、此ノ意義ヲ教育学ニ応用シタルモノ<sup>61)</sup>」、すなわち心身に異常を抱える子どもたちの教育上の注意点や、それを踏まえた特殊な教育法を研究するものであり、その目的は、これらの心身の異常の原因と症状の特徴を理解することによって、子どもが「危険児童<sup>62)</sup>」や「犯罪児童」になるのを防ぐことや、「陶冶低弱」のまま放置されることを防ぐこと、そしてそのような事態が生じた場合の「矯正教育」をより効果的に行うことにあった。この説明に則って考えた場合、「優等児」に教育病理学の範囲に属する者が多いとするなら、それは「危険児童」や「犯罪児童」になるリスクを有する者が多いということである。実際のところ、「優等児」の病理進行のリスク、言い換えるならば外的もしくは内的な問題を抱えるリスクが普通児に比して大きいのか否かという問題には、いまだにはっきりとした答えは出ていない<sup>63)</sup>。しかし本稿の主旨に照らして重要なのは、榊はそのように認識していたということ、およびこのような分類や対処としての教育を用いて彼が目指したのが、優等児の病理進行の予防であったという点である。その榊の優秀児教育観に関しては、次に述べる。

## ②教育観と優秀児教育観

榊の教育観を考える場合、まずは榊は「優等児」を教育病理学の対象となりうるリスクが大きな子どもたちであると捉えており、病理の進行を抑止するために、その子どものタイプを見極めそれに応じた教育を実施することが必要だと考えたということが、大前提に置かれる。その上で、榊の教育観を、さらに詳しく考えてみたい。

榊の教育観を読み取ることは、極めて難しい。それは、彼自身が教育について述べた資料が極めて少ないからである。その少ない中の、いやむしろ唯一といっても良いであろう「教育学、精神病学、及小児科学三者ノ関係<sup>64)</sup>」においてすら、彼が述べる「教育学」は「小児ノ精神発達ニ從ッテ、其程度ニヨッ

テ教育を施スト云フ<sup>65)</sup>「心理的教育学<sup>66)</sup>」の範囲に限られている。それは榊が自分は医学者であるという意識をことさら強く有していたからである。彼は実際に「今余は一個の医学者であるからして、其道德論を自然科学、殊に医学及び生物学の上からして少し説明したいと思ふ、そしてなほこれを余が専門たる精神病学の見置よりして道德及び不道德と病的精神と云ふ事との關係を論じ之を根拠としてそして遂には日本国民の大切なところの忠孝に結論したいと思ふのである<sup>67)</sup>」や「即ち私は精神病の医者であります即ちくせがらを直す処の医者でございますから其精神病学の方の觀察で御両君の演説を伺ひました<sup>68)</sup>」などと、自らの分限を意識した発言を行っていた。ただし我々はこの資料を通して、榊の子ども観の一端を知ることができる。榊の子ども観を端的に表すのが、「医者ノ眼カラ見ルト云フト、一人トシテ是ガ常人ト云フコトハ出来ナイ、誰ニデモ癖ガアリマス。(中略)。或一人ノ子供ニ対シテ此レガ健康ノ精神ヲ持タル所ノ子供ト云フモノハ一人モナイ<sup>69)</sup>」との部分である。子どもは皆、それぞれに「癖」を持つ。これは個性と言い換えても良いであろう。そしてこの「癖」は、それが「癖」であると認識される限り、一種の異状である。すなわち子どもは皆何らかの異状を有しているのであり、異状を有さない理想的な子どもなどないというのである。もちろん、榊自身も言及しているとおおり、この時代までに児童心理学が盛んになり、「当たり前」の子どもの精神状態がわかるようになってはいた。それどころか精神病学では、その「当たり前」の状態を「手本」として、異状を探るといことがなされてもいた<sup>70)</sup>。しかし「当たり前」と「理想形」は、必ずしも一致するものではない。したがって、「当たり前」の状態がわかったとして、それを目指すべきだということにはならない。そして、このようにある一点ないしある一方向を目標として提示しないやり方は、教育とは相容れない。それは教育が一般的に子どもの発達を促す意図的行為を指す以上、その意図、すなわちある一点ないしある一定の方向が明示され得ない行為は、教育の範疇に入らないからである。

では榊にとっての教育とは、子どもに問題を生じさせ、病理の進行を促す要因であり抑制させる要因でもあるというそれ以上でもそれ以下でもないのであろうか。しかも「小兒科的ノ病氣ガ茲ニ一ツ現ハレタラドウデアラウ、教育家ガ如何ニソレヲ教授シヤウトモ、決シテ其間ト云フモノハ出来ナイ<sup>71)</sup>」というように、体の状態によって、効果が抑制されてしまう脆弱性を持つものなのであろうか。筆者はそうであったのだと考える。しかしそれは榊が教育を軽視していたということを意味するものではない。榊の関心が、教育の、ツールとしての一側面に集中して注がれていたということなのである。言い換えるならば、我々が知りうる公にされた榊の教育観は「医学者榊」の教育観であり、それ、即ち「教育とは子どもの健全な成長を促すために医学と協働しうる、いやすべきパートナーである」という点さえ担保できていれば、哲学、理念の有無は問題ではなかったと推測できるのである。

これに対し、乙竹は優秀児教育の必要性を榊とは異なる二つの立場から主張する。一つは児童の能力の個人差を重視する立場である。

乙竹は、教育の目的を「陶冶」であると考えていた<sup>72)</sup>。その「陶冶」を、彼は「一般的に渾沌としての素材に特定の秩序を与へることにより事物を本来あるべき完全性にまで持来すること<sup>73)</sup>」と述べる。即ち彼は「渾沌としての素材」である人間には、それぞれ「本来あるべき完全性」というものが存在する、換言するならば、そこに至るか否かはともかくとして、人間の才能の伸長には限界が存在すると考えていたのである。これは、人間の能力は、各人に元々備わる各種の心的作用の型と水準により規定されるとする彼の能力観とも一致する。

もう一つは人材養成の立場である。乙竹は著書『穎才教育』において、教育の「本義」について次の

ように述べている。「人材の輩出に対する社会の要望であります。(中略)人材は如何にして之を養ふべきであるか、又如何にして之を大成せしむるべきであるかと云ふことは、実に大切なる教育問題であります。(中略)教育と云ふものは、国家の為に人材を培養すると云ふことが、其の本義である。立派な人を沢山拵へて、さうして、我が国運の発展に貢献すると云ふことが、即ち教育事業の国家的事業である所以でありませう。斯様に考へ来りますと、今日この方面から見てもどうしても亦た穎才教育の問題に想ひ到らざるを得ないと考えらるゝのであります<sup>74)</sup>」。教育の本義は、国家のために有用な人材をたくさん養成することである。そうして国家に貢献するからこそ、教育事業は国家事業として行われているというのである。ましてこの時代、日本は「日清、日露の両役を経て、今日の我が帝国は世界の一等国に伍するに至ったのでありまして、外交の關係に於ても、經濟の關係に於ても、将又學術技芸の關係に於ても、段々世界的に成つて来たのでありますから、唯々徒らに前人の跡を踏み、外人の糟粕を嘗めて居ると云ふやうなことだけでは往かぬのであって、どの方面に於ても今後の國民は、世界的に奮闘し、活動し、發展せんければならぬのであります<sup>75)</sup>」という状況にあった。そうであるならば、それぞれの人間を社会にとってより有用な人材に養成することが、この当時の社会に生きる人々の義務ということになるであろう。乙竹は以下のように述べる。「乃ち国の将来の為に人材を養成することに力を尽すと云ふことは、これは國民全体の義務であります。國民の發展を致すところの根本的基礎は実に人材の養成にあると信ぜられます。(中略)それ等の何れの方面に於いても之れに当たる所の人物といふものを一人でも多く造ると云ふことがどうしても、その根本的問題でございませう<sup>76)</sup>」と。その際に考慮すべきは、「人々各々多少有つて居る所の長所を十分に發達せしめて、有為有能の活動をせしめんければならん<sup>77)</sup>」、すなわち人間はそれぞれ異なるということと、「普通教育は何人も欠くべからざる所のものでありますけれども、人はその将来に於いて総てが同じ仕事をして社会に立つものではないのでありませう。社会の業務は千差万別でありまして、所謂分業になつて居るのでありますから、人は各々何れかの職業の一を執つて、さうして国の為め世の為め將た又身の為に努めなければならぬのであります<sup>78)</sup>」、すなわち社会は分業制であるということである。乙竹は、そこで「人物經濟」という考えを持ち出す。「人物經濟の要義は成るべく人の長所を活用し、さうして以つて少しなりとも多大の貢獻を国の為め世の為に尽さしむるやうにし、斯様にして国家社会の全体の勢を大いならしめ、國民全体の發達を盛ならしむると云ふことの上に存するものであります<sup>79)</sup>」。社会が分業制であるならば、それぞれの仕事に最も適した人物が配されることが、その社会全体の力を最大にすることにつながる。そして各所に最も適した人物を配するには、どの子がどの方面において有為な人材となりうるのかを判断し、その長所を伸長させるということが必要である。その際、教育、特に僅かな例外を除いたすべての子どもが対象となる義務教育は、子どもの長所の判断と伸長という役割を担うに最も適した社会機能となるのである。

このような視点から「英才」を見た場合、「英才」は優れた才能という明らかな長所を持つ子どもと捉えられる。したがって、この長所をいかにして伸長するかは、当然考えられなければならないことであり、穎才教育というものは、何も特別に考え出されるべきものではないのである。

## 最 後 に

冒頭でも述べたように、二人の優秀兒観、優秀兒教育観は大きく異なる。それには、彼らの能力観と教育観が大きく影響している。

教育学者である乙竹は、能力とは心的作用の集合体であり、教育の役割は、子どもの長所の伸長と人

材養成の 2 点だと考えていた。この点を鑑み、改めて乙竹の優秀児観に触れるとするなら、それは国家にとってより有用な人材となる素質を持つ子であり、そのために適当な教育を施されてしかるべき子ということになる。繰り返して述べるが、彼は「英才教育」を特別な場で特別な方法を以ってして行うことは否定するが、「英才教育」を行うことは否定してはいない。いやむしろそれが彼らの能力が伸張されることにつながるのであれば、行われるべきだと考えていた。それは教育とは「子供の長所を最も能く発展せしめなければならぬものであ<sup>80)</sup>り、彼らの「未来」のような優れた人材を育成することが、教育の「本義」だからである。

一方、医学者である榊にとって、高い能力は教育病理学の対象となるリスク、言い換えるならば、彼らの「患者」になるリスクであり、優秀児はそのリスクが通常より高い子どもたちであった。その榊にとって、教育とは病理の進行や抑制に大きく関係する要素であり、その点においてのみ関心の対象となり得るものであった。そしてその意味において、彼にとっては教育の「本義」および役割は、関心の対象外であったと考えられるのである。

「優秀児」と「優秀児教育」に関する研究および実践は、現代においてもなお、紆余曲折の中にある。それには、この問題が論じられる際、「有用な人材」と「高いリスクを抱える存在」という優秀児の二つの側面が同時に、複雑にからみ合っただけで論じられがちであるということが大いに影響していると考えられる。もちろん、「有用な人材」も「高いリスクを抱える存在」も「優秀児」という一個体に同居しているものであり、完全に分離して論じ得るものではない。しかし、議論が行き詰った際には、その一つ一つの側面を個別に検討し直すことが、新たな「優秀児」像を打ち立てる有効な手立てとなるであろう。拙稿が、その作業に寄与することができれば幸いである。

## 注

- 1) 乙竹岩造『穎才教育』目黒書店 1912。
- 2) 榊保三郎『異常児ノ病理及教育法：教育病理及治療学』富山房・南江堂書店 1909。
- 3) 英語で言う“gifted”。“gifted”とは「以下の領域において、高度なパフォーマンスを示す潜在能力を有していることが明らかであり、その潜在能力を最大限に発達させるには、学校で通常提供されないサービスやアクティビティを必要とする若者」(P. L. 100-297 2004)であり、日本では「優秀児」の他、「才能児」、「穎(英)才児」などの語で表されている。小論では、一般的に“gifted と呼ばれる子ども」の意で、「優秀児」を用いた。
- 4) 広義には優秀児の発達を促進させることを目的とした教育全般を、狭義には、その様な目的を持って、特定の対象者に特別に実施される教育を指す。
- 5) 大正時代の日本の能力観に関しては、高木雅史が優生思想と関連づけた研究(『戦前日本における優生思想の展開と能力観・教育観』名古屋大学教育学部紀要(教育学科)第 40 巻第 1 号 1993; 『1920~30 年代における優生学的能力観—永井潜および日本民族衛生学会<協会>の見解を中心に—』同第 38 巻 1991)を行っている。
- 6) 平田勝政、添田祐子「乙竹岩造文献目録(上)」(『長崎大学教育学部教育科学研究報告』第 50 号, 1996); 同「乙竹岩造文献目録(下)」(『長崎大学教育学部教育科学研究報告』第 51 号, 1996)。
- 7) 『低能児教育法』目黒書店 1908。
- 8) 麻生誠「解説」(乙竹前掲: 註 1 p. 2)。
- 9) 麻生前掲 p. 9。
- 10) 高木雅史「1900 年代~1920 年代の日本における『低能児・優秀児』教育の思想—乙竹岩造の教育観・能力観の分析を通して—」『名古屋大学教育学部紀要(教育学科)第 37 巻 1990 p. 118)。
- 11) 高木前掲(註 10) p. 120。
- 12) 初めて児童の就学義務が掲げられたのは、明治 19 年施行の小学校令においてである。しかしこのときには、就学の時期と期間についての明確な規定はなく、また無償でもなかった。その就学の時期と期間の明示および義務教育の無償化は明治 33 年施行の改正小学校令において実施され、その後数年で就学猶予、免除児以外の児童は

ぼすべてという水準の就学率が達成された。

- 13) 文部省『学制百年史』帝国地方行政学会 1972。
- 14) 次学年への進級や卒業に際して、「試験ヲ用フルコトナク児童平素ノ成績ヲ考查」することが定められた。
- 15) 就学率の上昇、即ち就学児童数の増大と学級編成及び学級内の学力差の関係に関しては、濱名陽子（「わが国における『学級制』の成立と学級の実態の変化に関する研究」『教育社会学研究』第38集 1983）や天野正輝（「明治期・大正期における指導『個別化』の歴史的背景」『東北大学教育学部研究年報』第27集 1979）に詳しい。
- 16) 乙竹岩造『低能児教育法』日本図書センター 1984（\*日黒書店明治41年刊の複製 p.6）。
- 17) 寺本晃久「『低能』概念の発生と『低能児』施設—明治・大正期における—」（『年報社会学論集』第14号 2001）p.23。
- 18) 「これまでの精神薄弱教育史研究において、一八八〇（明治一三）年の長野県松本尋常小学校の『落第生学級』の設置をもって、『わが国精神薄弱児教育の始まり』とする主張は少なくない」（戸崎敬子「学業成績不良児問題と『劣等児』学級の成立」『障害者教育史』川島書店 1985 p.184）と言われるように、「落第生学級」を特殊教育の嚆矢とする論稿は、枚挙に暇がない。ただし『落第生学級』は原級留置生用であった（梅根悟「精神薄弱教育の位置」『精神薄弱児講座2』日本文化科学社 p.25）ことから、明治29（1896）年設置の長野尋常小「晩熟生学級」やさらに後の試みを実質的な特殊教育の始まりと捉える（『長野県特殊教育史』長野県特殊教育百年事業会編 1979 p.28 他）見解も存在する。
- 19) 山田明「乙竹岩造『低能児教育法』の歴史的 position」（乙竹前掲：註16 p.9）。高橋智も同様に「1900年頃より劣等生救済の声が上がりはじめ」たと述べている（茂木俊彦、平田勝政、高橋智『わが国における「精神薄弱」概念の歴史的研究』多賀出版 1992 p.73）。
- 20) 「盲人、聾人、心身の発育不完全な児童のための特別学級設置」（文部省訓令第六号「師範学校規定制度の要旨及施行上注意」）。
- 21) 戸崎敬子は、当該訓令の影響によって特別学級を開設した学校として、東京師範附小、長野師範附小、姫路師範附小、和歌山師範附小、広島師範附小、福岡女子師範附小、北海道師範代用附門山小、岡山女子師範附小を挙げている（『新特別学級史研究—特別学級の成立・展開過程とその実態—多賀出版 2000 p.34』）。
- 22) 「優秀児教育が一般に関心を持たれ始めたのは、明治37,8（1904,5）年頃である」（「秀才教育雑感 育英10年 京都府師範学校付属小学校 第二教室」1928 pp.8-12）。この時期が優秀児教育の草創期であることは、明治34（1901）年の大分師範学校附小（天野前掲 p.309）や明治36（1903）年頃～明治41（1908）年頃の京都府立第一中（山本良吉『中学研究』同文館 1908）をはじめとして、優秀児を対象とした特別課程の提供が表れ始めた時期であるということによっても支持される。
- 23) 麻生前掲 p.7。
- 24) 乙竹前掲（註1）p.2。
- 25) 乙竹前掲（註1）p.2。
- 26) 麻生前掲。
- 27) 麻生前掲 pp.5-8。
- 28) 乙竹岩造（1911）「所謂高能者教育に就て」（『教育界』第13巻第3号）p.14。
- 29) 乙竹前掲（註28）pp.13-14。
- 30) 乙竹前掲（註1）pp.231-367。
- 31) 乙竹前掲（註1）p.368。
- 32) 乙竹前掲（註1）pp.369-370。
- 33) 乙竹前掲（註28）p.11。
- 34) 乙竹前掲（註28）p.11。
- 35) 乙竹前掲（註28）p.11。
- 36) 乙竹前掲（註28）p.11。
- 37) この問題は、現在に至っても明らかににはなっていないが、Winner は知能指数の高い大人の知能テストで測定される下位能力（部門別の能力）同士の相関性が標準的な知能指数の人の場合より低いことを根拠として、乙竹と同様の主張、すなわち知能指数の低い人には重要な認知プロセスのどこかに欠陥があり、それがすべての下位能力に制限を加えていることが考えられると主張している（Winner, E. *Gifted Children: myths and realities*. Basic Books 1996）。
- 38) 乙竹前掲（註28）p.11。

- 39) 乙竹岩造「低能児教育」(『感化救済事業講演集』下巻 内務省地方局 1909) pp. 700-701。
- 40) 麻生前掲 pp. 7-8。
- 41) 『教育界』第 10 卷第 3 号 p. 15。
- 42) 麻生前掲 p. 8。
- 43) 榊の著作とはなっているが、東京帝国大学教授元良勇次郎ら 6 人の共述であり、榊は著者というよりは、編者という方が適当である。
- 44) 榊前掲(註 2)。
- 45) 吉田熊次は「優等児取扱に就いて」(『教育界』第 13 卷第 3 号 1910)において、「極めて初歩の時期にあると思はれる」優秀児に関する学術研究の唯一の例として、「優等児童ニ就テ」、「優等児調査ノ実際」(いずれも『教育病理及治療学』収)を挙げている。また野上俊夫は、「優等児童ニ就イテ」(『児童研究』第 13 卷第 2 号, 第 3 号 1909 p. 89)において、「榊医学博士ノ御話ニヨレバ」<sup>45)</sup>と自らが榊の研究を参考にしたことを明記している。
- 46) 南 真紀子「榊保三郎と『優等児』研究—明治・大正期の優秀児教育論解明へ的一端」(『慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要』第 63 号 2006) p. 28。
- 47) 榊前掲(註 2) p. 433。
- 48) 乙竹前掲(註 1) p. 742。
- 49) 榊が『教育病理及治療学』(第一版)および“Some Studies on the so-called ‘Abnormally Intelligent’ Scholars.”(『優等児童ノ研究』*Internationales Archiv für Schulhygiene* (『万国学校衛生学』)第 7 卷第 4 号)を発表した当初は 6 種のみであったが、『教育病理及治療学』増補改訂版において、新たに 1 種類の「優等児」が追加された。
- 50) 榊前掲(註 2) p. 434, p. 435。
- 51) 榊前掲(註 2) p. 773。
- 52) 榊前掲(註 49) p. 35。「天才児」、「眞ノ優等児」は「優等児童ニ就テ」(榊前掲: 註 2 p. 743)より引用。
- 53) 南前掲 p. 29。
- 54) 「低能児に対する語にして、其中間に尋常普通児が存在して尋常普通児よりすぐれたるものを総称」(黒田平治「優等児の取扱」『教育界』第 10 卷第 4 号 1911 p. 9)。
- 55) 高島平三郎「高能児の教育に就いて」(『教育界』第 10 卷第 3 号 1943) p. 20。
- 56) 榊前掲(註 2) p. 433。
- 57) 『教育大辞書 大正 7 年増補改訂版』(大日本百科辞書編輯所 同文館 1918)によると、「知力薄弱にして通常児と同一に教授し得べからざるもの」。ただし当時「劣等児」は「学業不振児」の意で用いられることもあり、『教育病理及治療学』においては、後者か。
- 58) 榊保三郎『学齢より丁年迄の精神發育の研究』(改造社 1922) p. 326。
- 59) 榊前掲(註 49) p. 35。
- 60) 榊保三郎「優等児ニ就テ」(『人性』第 6 卷第 8 号 1910) p. 281。
- 61) 榊前掲(註 2) p. 8。
- 62) 当該書においては、「危険児童」が「犯罪児童」や「不良児」と並べて使用されている(p. 22)ことから、“dangerous children”ではなく“children at risk”, つまり普通児童と犯罪児童や陶冶低弱児童の間に位置し、当にそのようになる危険性をはらんでいる児童を指すと考えられる。
- 63) Neihart, M. は多くの研究結果をレビューし、優秀児の適応度や抑うつ、自殺の発生率は普通児と変わらないという結果が優勢ではあるが、下位グループ間で差異が見られること等を鑑みると、現状ではどちらとも結論づけられないと述べている(“The impact of giftedness on psychological well-being: What does the empirical literature say?” *Roeper Review* Vol. 22 Issue. 1 1999)。
- 64) 『児科雑誌』第 39 号 1903。
- 65) 榊前掲(註 64) p. 231。
- 66) 榊前掲(註 64) p. 231。
- 67) 榊保三郎「自然科学的徳徳論・上」(『東亜之光』第 6 卷第 10 号 1911) p. 18。
- 68) 榊保三郎「児童の精神欠陥」(『教育公報』第 248 号 1901) p. 9。
- 69) 榊前掲(註 64) p. 232。
- 70) 榊前掲(註 64) p. 233
- 71) 榊前掲(註 64) p. 231
- 72) 乙竹岩造『文化教育学の新研究』(目黒書店 1926) p. 218。

- 73) 乙竹岩造『新教育学要論』(培風館 1926) p. 52。
- 74) 乙竹前掲(註1) p. 22。
- 75) 乙竹前掲(註1) pp. 22-23。
- 76) 乙竹前掲(註1) p. 519。
- 77) 「天才と教育」(『教育學術界』第24卷第5号 1912) p. 47。
- 78) 乙竹前掲(註1) p. 482。
- 79) 乙竹前掲(註1) pp. 482-483。
- 80) 「穎才教育問題」(『日本之小学教師』第162号 1912) p. 7。